

監視安全課  
輸入食品安全対策室  
食中毒被害情報管理室

1. 都道府県別食品衛生監視員数一覧

各年度末日現在

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数
全国	7,732	1,484	7,779	1,400	7,729	1,290	7,820	1,343	7,810	1,308	8,044	1,347
01北海道	350	42	308	40	306	28	311	39	431	72	415	60
02青森県	127	123	123	111	111	-	113	125	6	119	5	
03岩手県	95	92	92	92	92	-	88	7	94	6	97	10
04宮城県	116	10	120	28	119	7	128	9	74	39	183	46
05秋田県	47	48	48	47	47	-	46	-	65	3	71	-
06山形県	46	17	80	19	80	20	77	3	80	3	80	10
07福島県	67	7	69	8	69	26	71	16	66	8	102	17
08茨城県	141	136	136	84	84	-	79	-	84	-	91	-
09栃木県	73	3	85	3	70	-	70	-	95	-	98	2
10群馬県	114	126	126	135	135	-	128	-	158	-	143	8
11埼玉県	218	43	222	44	226	43	226	44	285	53	283	44
12千葉県	171	23	225	27	213	31	222	33	276	54	279	60
13東京都	677	450	662	426	714	473	701	492	697	480	712	491
14神奈川県	172	49	174	44	196	81	209	80	641	80	662	89
15新潟県	103	9	102	19	107	-	91	-	153	11	156	18
16富山県	76	75	75	74	74	-	80	-	98	-	102	-
17石川県	55	64	64	18	60	5	53	-	86	-	81	-
18福井県	72	72	72	74	74	-	75	-	75	-	71	-
19山梨県	62	7	59	47	47	-	55	-	50	2	58	7
20長野県	114	9	121	9	125	8	120	8	138	8	250	6
21岐阜県	99	99	99	99	93	-	90	-	119	17	119	18
22静岡県	107	42	129	21	119	14	129	17	185	41	198	43
23愛知県	192	191	191	187	187	-	183	12	447	65	439	61
24三重県	110	109	109	106	106	3	90	4	104	3	111	-
25滋賀県	78	80	80	81	81	-	69	-	87	-	87	-
26京都府	178	100	100	102	102	-	100	-	259	-	260	-
27大阪府	174	62	172	61	-	-	156	55	416	99	422	88
28兵庫県	234	63	222	59	271	59	198	34	384	56	382	43
29奈良県	68	69	69	67	67	-	60	-	80	-	73	-
30和歌山県	41	41	41	44	44	-	45	-	62	-	63	-
31鳥取県	32	18	39	16	31	6	44	44	44	44	72	10
32島根県	53	54	54	3	51	-	46	-	51	-	56	-
33岡山県	61	21	61	21	60	18	60	2	114	2	115	2
34広島県	71	23	84	25	84	24	72	6	177	17	164	22
35山口県	51	21	61	21	61	24	62	23	74	19	85	32
36徳島県	80	82	82	76	76	-	77	-	75	-	77	-
37香川県	73	10	72	11	148	22	61	7	86	4	88	4
38愛媛県	70	81	81	78	78	-	77	-	90	-	85	-
39高知県	47	45	45	49	49	-	50	-	68	-	65	-
40福岡県	111	31	107	35	107	26	108	22	252	103	239	87
41佐賀県	64	63	63	4	59	2	62	-	59	-	59	-
42長崎県	106	2	118	121	121	-	123	4	153	11	108	5
43熊本県	93	95	95	1	75	3	86	2	120	26	99	46
44大分県	86	80	80	88	88	-	90	-	109	-	110	-
45宮崎県	132	130	130	126	126	-	129	-	148	-	151	-
46鹿児島県	196	181	181	190	190	-	190	-	228	19	225	13
47沖縄県	59	54	54	52	52	-	58	-	48	5	39	-
政令指定都市・別掲												
札幌市	84	84	79	37	78	32	79	33	79	32	78	33
仙台市	80	43	79	36	72	37	73	43	74	39	72	39
さいたま市	55	48	48	-	43	-	41	-	41	-	39	-
千葉市	34	17	49	18	36	19	33	18	30	17	34	19
横浜市	258	258	258	268	268	-	281	-	298	-	318	-
川崎市	60	19	72	13	68	15	67	8	76	7	79	7
相模原市	28	32	32	29	29	-	36	-	32	-	29	-
新潟市	49	48	48	2	37	14	45	7	44	11	45	18
静岡市	25	24	25	20	24	9	27	10	27	10	31	11
浜松市	37	16	39	12	40	13	36	14	36	13	41	12
名古屋市	139	77	138	77	144	44	176	40	176	40	176	40
京都市	109	110	110	156	156	-	173	-	157	-	157	-
大阪市	199	12	224	11	197	11	191	11	190	11	192	10
堺市	23	22	22	22	21	20	23	23	23	23	23	11
神戸市	113	19	100	18	118	-	114	-	118	-	109	-
岡山市	40	39	39	28	28	-	40	-	40	-	39	-
広島市	57	35	66	24	62	-	69	-	64	-	66	-
北九州市	40	23	42	24	42	25	42	27	43	29	43	28
福岡市	85	44	82	43	83	42	86	44	89	50	78	31
旭川市	28	26	26	26	26	-	27	-	26	-	27	-
函館市	8	8	8	9	9	-	8	-	15	-	15	-
青森市	10	10	10	9	9	-	9	6	10	6	7	5
盛岡市	-	-	-	8	8	-	8	-	11	-	12	-
秋田市	27	26	26	27	27	-	27	-	28	-	27	-
郡山市	10	8	8	6	8	6	7	-	8	-	10	-
いわき市	15	14	14	1	13	-	13	-	14	-	14	-
宇都宮市	27	10	31	13	30	-	28	-	31	-	31	2
前橋市	-	-	-	-	-	-	17	-	20	-	13	-
高崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	8
川越市	13	13	13	16	16	-	14	8	16	9	17	-
船橋市	14	2	18	2	19	-	18	-	19	-	18	-
柏市	-	-	-	12	12	4	10	6	10	3	11	2
横須賀市	20	19	19	15	15	-	20	-	24	-	24	-
富山市	23	22	22	16	16	-	17	-	17	-	17	-
金沢市	26	5	26	4	28	1	27	6	30	6	28	-
長野市	12	14	14	14	14	-	14	-	14	-	13	-
岐阜市	30	18	30	17	30	17	31	18	28	17	29	18
豊橋市	37	35	35	38	38	-	37	-	42	-	39	-
豊田市	26	25	25	24	24	-	25	6	23	6	21	7
岡崎市	18	16	16	16	16	-	15	-	16	-	20	-
大津市	-	-	-	-	-	-	14	-	17	-	17	-
高槻市	7	5	7	5	11	-	14	-	20	-	20	-
東大阪市	24	10	24	10	23	9	23	10	22	9	20	9
姫路市	21	2	22	1	16	1	11	8	12	10	12	9
西宮市	-	-	-	19	19	9	23	-	26	-	26	-
尼崎市	-	-	-	15	15	-	15	15	12	12	12	12
奈良市	13	10	10	15	15	-	14	-	17	-	14	-
和歌山市	20	21	21	20	20	-	21	-	19	-	18	-
倉敷市	11	11	11	15	15	-	12	-	13	-	14	-
福山市	37	27	27	25	25	-	23	-	27	-	27	-
下関市	9	12	12	11	11	-	10	-	13	9	12	8
高松市	23	25	25	24	24	-	22	-	24	-	24	-
松山市	12	12	12	12	12	-	13	-	11	-	10	-
高知市	19	18	18	18	18	-	20	-	20	-	17	-
久留米市	-	-	-	9	9	7	12	7	13	7	12	7
長崎市	-	-	-	15	15	-	18	-	18	-	19	-
熊本市	37	20	38	18	36	23	24	23	39	24	47	46
大分市	18	16	16	15	15	-	20	-	18	-	17	-
宮崎市	16	15	15	25	25	8	21	8	21	8	19	-
鹿児島市	33	34	34	33	33	-	21	-	32	-	32	13

\*平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。





4. 年次別食品関係営業施設に対する処分・告発件数

各年度末日現在

年次	総 数									許 可 を 要 す る 営 業									許 可 を 要 し な い 営 業					
	処 分								告 発		処 分						告 発		処 分				告 発	
	計	許可 取消	禁止	停止	改善	廃業	その他	無許可	その他	計	許可 取消	禁止	停止	改善	廃業	その他	無許可	その他	計	禁止	停止	廃業		その他
54	34,733	4	398	908	308	831	32,284	10	8	26,762	4	185	773	308	279	25,213	10	8	7,971	213	135	552	7,071	0
55	28,098	1	266	852	288	715	25,976	9	7	21,115	1	92	736	288	148	19,850	9	6	6,983	174	116	567	6,126	1
56	24,691	4	238	865	281	652	22,651	14	14	18,299	4	121	743	281	210	16,940	14	13	6,392	117	122	442	5,711	1
57	24,277	1	148	929	217	346	22,636	19	13	18,672	1	101	740	217	150	17,463	19	10	5,605	47	189	196	5,173	3
58	21,634	0	166	1,085	147	284	19,952	19	30	16,823	0	98	908	147	158	15,512	19	21	4,811	68	177	126	4,440	9
59	21,733	0	175	947	753	246	19,612	60	42	16,513	0	95	789	753	106	14,770	60	42	5,220	80	158	140	4,842	0
60	19,389	0	204	963	151	224	17,947	10	13	14,882	0	133	819	151	67	13,712	10	2	4,507	71	144	157	4,135	11
61	17,714	4	183	748	114	195	16,470	10	0	14,015	4	122	633	114	91	13,051	10	0	3,699	61	115	104	3,419	0
62	14,036	3	166	718	114	155	12,880	6	1	10,591	3	105	638	114	79	9,652	6	1	3,445	61	80	76	3,228	0
63	12,542	0	197	564	86	109	11,586	5	3	9,564	0	142	482	86	50	8,804	5	2	2,978	55	82	59	2,782	1
元	11,767	0	191	637	78	114	10,747	3	16	8,974	0	119	573	78	54	8,150	3	15	2,793	72	64	60	2,597	1
2	10,274	0	159	631	89	96	9,299	0	12	8,021	0	100	570	89	33	7,229	0	12	2,253	59	61	63	2,070	0
3	10,574	0	161	618	70	80	9,645	3	6	8,189	0	113	552	70	30	7,424	3	6	2,385	48	66	50	2,221	0
4	10,136	0	129	417	54	62	9,474	3	3	7,937	0	74	373	54	45	7,391	3	3	2,199	55	44	17	2,083	0
5	7,539	0	126	376	54	51	6,932	4	3	5,820	0	57	338	54	33	5,338	4	3	1,719	69	38	18	1,594	0
6	6,771	0	170	485	83	68	5,965	0	0	5,399	0	122	447	83	46	4,701	0	0	1,372	48	38	22	1,264	0
7	7,309	0	102	423	71	55	6,658	16	1	5,824	0	86	374	71	36	5,257	16	1	1,485	16	49	19	1,401	0
8	10,844	0	132	623	60	41	9,988	0	34	9,132	0	115	569	60	34	8,354	0	34	1,712	17	54	7	1,634	0
9	5,969	0	153	608	114	51	5,043	3	2	4,870	0	113	576	114	25	4,042	3	2	1,099	40	32	26	1,001	0
10	5,683	0	160	701	74	60	4,688	1	0	4,768	0	143	660	74	35	3,856	1	0	915	17	41	25	832	0
11	5,041	0	155	727	31	35	4,093	2	2	4,159	0	124	668	31	22	3,314	2	2	882	31	59	13	779	0
12	6,313	0	163	630	31	47	5,442	0	3	5,299	0	136	591	31	35	4,506	0	3	1,014	27	39	12	936	0
13	5,833	0	154	544	100	51	4,984	3	0	4,937	0	136	512	100	30	4,159	3	0	896	18	32	21	825	0
14	6,211	0	191	564	26	56	5,374	0	3	5,164	0	159	534	26	33	4,412	0	3	1,047	32	30	23	962	0
15	5,297	6	139	527	13	59	4,553	1	1	4,332	6	111	491	13	41	3,670	1	0	965	28	36	18	883	1
16	5,495	0	162	588	17	68	4,660	0	0	4,260	0	148	547	17	37	3,511	2	0	1,235	14	41	31	1,149	0
17	5,117	0	153	613	94	60	4,197	1	0	4,029	0	141	583	94	26	3,185	1	0	1,088	12	30	34	1,012	0
18	4,453	0	167	725	19	64	3,478	2	0	3,535	0	153	692	19	22	2,649	2	0	918	14	33	42	829	0
19	4,997	0	184	685	49	43	4,036	0	3	3,978	0	172	653	49	20	3,084	0	3	1,019	12	32	23	952	0
20	6,400	0	190	624	56	52	5,478	1	1	5,464	0	177	601	56	22	4,608	1	1	936	13	23	30	870	0
21	4,348	0	239	733	67	53	3,256	4	1	3,587	0	179	719	67	25	2,597	4	1	761	60	14	28	659	0
22	3,796	0	147	586	54	36	2,973	1	2	3,046	0	135	566	54	19	2,272	1	2	750	12	20	17	701	0
23	5,169	0	184	706	55	40	4,184	1	1	4,416	0	165	689	55	19	3,488	1	1	753	19	17	21	696	0

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

衛生行政報告例より抜粋

※平成8年以前においては、各年1月から12月までの実績値、平成9年度以降については各年4月から翌年3月までの実績値。

## 5. 年次別食中毒発生状況

(昭和61年～平成24年(速報値))

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	罹患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
昭和61年	899	35556	7	39.6	29.2	0
62	840	25368	5	30.2	20.7	0
63	724	41,439	8	57.2	33.7	0.0
平成元年	927	36,479	10	39.4	29.6	0.0
2	926	37,561	5	40.6	30.4	0.0
3	782	39,745	6	50.8	32.0	0.0
4	557	29,790	6	53.5	23.9	0.0
5	550	25,702	10	46.7	20.6	0.0
6	830	35,735	2	43.1	28.6	0.0
7	699	26,325	5	37.7	21.2	0.0
8	1,217	46,327	15	38.1	36.8	0.0
9	1,960	39,989	8	20.4	31.7	0.0
	* 836 (42.7%)	836 (2.1%)	6			
10	3,010	46,179	9	15.3	36.5	0.0
	* 1,612 (53.6%)	1,612 (3.5%)	1			
11	2,697	35,214	7	13.1	27.8	0.0
	* 1,416 (52.5%)	1,416 (4.0%)	3			
12	2,247	43,307	4	19.3	34.2	0.0
	* 1,007 (44.8%)	1,007 (2.3%)	0			
13	1,928	25,862	4	13.4	20.3	0.0
	* 882 (45.7%)	882 (3.4%)	1			
14	1,850	27,629	18	14.9	21.7	0.0
	* 861 (46.5%)	861 (3.1%)	4			
15	1,585	29,355	6	18.5	23.0	0.0
	* 627 (39.6%)	627 (2.1%)	2			
16	1,666	28,175	5	16.9	22.1	0.0
	* 678 (40.7%)	678 (2.4%)	2			
17	1,545	27,019	7	17.5	21.1	0.0
	* 587 (38.0%)	587 (2.2%)	2			
18	1,491	39,026	6	26.2	30.5	0.0
	* 359 (24.1%)	359 (0.9%)	5			
19	1,289	33,477	7	26.0	26.2	0.0
	*294(22.8%)	*294(0.9%)	4			
20	1,369	24,303	4	17.8	19.0	0.0
	*314(22.9%)	*314(1.3%)	3			
21	1,048	20,249	0	19.3	15.9	0.0
	*196(18.7%)	*196(1.0%)	0			
22	1,254	25,972	0	20.7	20.3	0.0
	*214(17.1%)	*214(0.8%)	0			
23	1,062	21,616	11	20.4	17.0	0.0
	161 (15.2%)	161 (0.7%)	0 (0.0%)			
24(速報)	1,028	25,056	11	24.4	19.7	0.0
	164 (16.0%)	164 (0.7%)	0 (0.0%)			

\* 患者数1人の事例。( )内は全体に対する患者数1人の事例の割合

6. 年次別原因施設別食中毒発生状況

年次 施設別	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年(速報)	
	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100	1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,028	100
家庭	426	21.7	580	19.3	384	14.6	311	13.8	206	10.7	183	9.9	144	9.1	212	12.7	134	8.7	159	10.7	128	9.9	151	11.0	95	9.1	155	12.4	88	8.3	114	11.1
事業場	62	3.2	80	2.7	64	2.4	62	2.8	45	2.3	54	2.9	56	3.5	64	3.8	50	3.2	47	3.2	39	3.0	48	3.5	43	4.1	37	3.0	35	3.3	43	4.2
学校	33	1.7	26	0.9	21	0.8	30	1.3	28	1.5	27	1.5	33	2.1	19	1.1	32	2.1	30	2.0	20	1.6	21	1.5	15	1.4	22	1.8	15	1.4	18	1.8
病院	21	1.1	11	0.4	22	0.8	17	0.8	14	0.7	17	0.9	9	0.6	11	0.7	11	0.7	15	1.0	9	0.7	2	0.1	8	0.8	6	0.5	2	0.2	3	0.3
旅館	146	7.4	169	5.6	113	4.3	105	4.7	109	5.7	97	5.2	88	5.6	108	6.5	83	5.4	144	9.7	103	8.0	78	5.7	84	8.0	78	6.2	57	5.4	63	6.1
飲食店	413	21.1	502	16.7	439	16.7	497	22.1	468	24.3	468	25.3	485	30.6	462	27.7	534	34.6	612	41.0	582	45.2	634	46.3	562	53.6	662	52.8	640	60.3	569	55.4
販売店	7	0.4	28	0.9	24	0.9	12	0.5	5	0.3	7	0.4	6	0.4	14	0.8	12	0.8	10	0.7	14	1.1	12	0.9	10	1.0	16	1.3	16	1.5	14	1.4
製造所	12	0.6	25	0.8	17	0.6	18	0.8	23	1.2	11	0.6	14	0.9	14	0.8	7	0.5	10	0.7	18	1.4	12	0.9	9	0.9	9	0.7	6	0.6	10	1.0
仕出し屋	81	4.1	101	3.4	95	3.6	57	2.5	59	3.1	50	2.7	49	3.1	48	2.9	56	3.6	79	5.3	69	5.4	62	4.5	25	2.4	54	4.3	45	4.2	39	3.8
行商	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採取場所	1	0.1	4	0.1	2	0.1	2	0.1	8	0.4	4	0.2	1	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	4	0.3	0	0.0	4	0.3	0	0.0	1	0.1
その他	33	1.7	26	0.9	30	1.1	35	1.6	24	1.2	22	1.2	19	1.2	20	1.2	22	1.4	27	1.8	20	1.6	17	1.2	13	1.2	22	1.8	16	1.5	21	2.0
不明	725	37.0	1,458	48.4	1,420	54.0	1,101	49.0	939	48.7	910	49.2	681	43.0	692	41.5	604	39.1	358	24.0	286	22.2	328	24.0	184	17.6	189	15.1	142	13.4	133	12.9

7. 年次別原因食品別食中毒発生状況

食品別	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年(速報)	
	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)		
総数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100	1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,028	100
魚介類	174	8.9	251	8.3	212	8.1	189	8.4	189	9.8	174	9.4	139	8.8	147	8.8	114	7.4	80	5.4	68	5.3	106	7.7	94	9.0	128	10.2	137	12.9	143	13.9
貝類	52	2.7	88	2.9	84	3.2	108	4.8	113	5.9	92	5.0	73	4.6	69	4.1	48	3.1	28	1.9	12	0.9	35	2.6	41	3.9	83	5.0	50	4.7	48	4.7
フグ	28	1.4	27	0.9	19	0.7	29	1.3	31	1.6	37	2.0	38	2.4	44	2.6	40	2.6	26	1.7	29	2.2	40	2.9	24	2.3	27	2.2	17	1.6	15	1.5
その他	94	4.8	136	4.5	109	4.1	52	2.3	45	2.3	45	2.4	28	1.8	34	2.0	26	1.7	26	1.7	27	2.1	31	2.3	29	2.8	38	3.0	70	6.6	80	7.8
魚介類加工品	9	0.5	10	0.3	21	0.8	15	0.7	11	0.6	10	0.5	7	0.4	9	0.5	15	1.0	8	0.5	22	1.7	15	1.1	9	0.9	8	0.6	7	0.7	11	1.1
魚肉ねり製品	0	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	9	0.5	9	0.3	20	0.8	14	0.6	11	0.6	9	0.5	7	0.4	8	0.5	15	1.0	8	0.5	22	1.7	13	0.9	8	0.8	8	0.6	7	0.7	11	1.1
肉類及びその加工品	30	1.5	32	1.1	36	1.4	45	2.0	56	2.9	55	3.0	70	4.4	52	3.1	95	6.1	71	4.8	83	6.4	96	7.0	91	8.7	80	6.4	76	7.2	53	5.2
卵類及びその加工品	37	1.9	46	1.5	37	1.4	42	1.9	35	1.8	22	1.2	22	1.4	13	0.8	14	0.9	7	0.5	8	0.6	10	0.7	10	1.0	7	0.6	5	0.5	7	0.7
乳類及びその加工品	2	0.1	4	0.1	4	0.2	4	0.2	3	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0
穀類及びその加工品	18	0.9	32	1.1	18	0.7	25	1.1	23	1.2	27	1.5	18	1.1	28	1.7	17	1.1	26	1.7	22	1.7	23	1.7	12	1.1	13	1.0	13	1.2	13	1.3
野菜類及びその加工品	78	4.0	128	4.3	93	3.5	90	4.0	58	3.0	87	4.7	69	4.4	100	6.0	83	4.1	97	6.5	78	6.1	87	6.4	54	5.2	104	8.3	49	4.6	66	6.4
豆類	1	0.1	0	0.0	1	0.0	4	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	0	0.0	0	0.0	33	2.2	1	0.1	1	0.1	2	0.2	0	0.0	1	0.1	2	0.2
きのこ類	46	2.3	102	3.4	71	2.7	64	2.8	38	1.9	60	3.2	50	3.2	81	4.9	44	2.8	44	3.0	60	4.7	64	4.7	40	3.8	91	7.3	37	3.5	53	5.2
その他	31	1.6	26	0.9	21	0.8	22	1.0	22	1.1	24	1.3	18	1.1	19	1.1	19	1.2	20	1.3	17	1.3	22	1.6	12	1.1	13	1.0	11	1.0	11	1.1
薬子類	16	0.8	21	0.7	14	0.5	19	0.8	14	0.7	11	0.6	19	1.2	13	0.8	8	0.5	11	0.7	12	0.9	9	0.7	7	0.7	9	0.7	5	0.5	8	0.8
複合調理食品	101	5.2	147	4.9	103	3.9	86	3.8	82	4.3	85	4.6	73	4.6	90	5.4	83	5.4	141	9.5	95	7.4	103	7.5	59	5.6	79	6.3	73	6.9	80	7.8
その他	338	17.2	435	14.5	452	17.2	464	20.6	363	18.8	388	21.0	408	25.7	422	25.3	464	30.0	582	39.0	547	42.4	531	38.8	469	44.8	560	44.7	486	45.8	456	44.4
不明	1,157	59.0	1,804	63.3	1,641	62.4	1,268	56.4	1,094	56.7	991	53.6	757	47.8	791	47.5	871	43.4	467	31.3	353	27.4	389	28.4	243	23.2	265	21.1	211	19.9	190	18.5



8. 年次別病因物質別食中毒発生状況

食品別	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年(速報)	
	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,655	100	1,545	100	1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,028	100
細菌(総数)	1,630	83.2	2,620	87.0	2,299	87.4	1,783	79.4	1,469	76.2	1,377	74.4	1,110	70.0	1,152	69.1	1,065	68.9	774	51.9	732	56.8	778	56.8	536	51.1	580	46.3	543	51.1	403	39.2
サルモネラ	521	26.6	757	25.1	805	30.6	518	23.1	361	18.7	465	25.1	350	22.1	225	13.5	144	9.3	124	8.3	126	9.8	99	7.2	67	6.4	73	5.8	87	6.3	38	3.7
ブドウ球菌	51	2.6	85	2.8	67	2.5	87	3.9	92	4.8	72	3.9	59	3.7	55	3.3	63	4.1	61	4.1	70	5.4	58	4.2	41	3.9	33	2.6	37	3.5	43	4.2
ボツリヌス菌	2	0.1	1	0.0	3	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1
腸炎ビブリオ	568	29.0	839	27.9	641	24.4	422	18.8	307	15.8	229	12.4	108	6.8	205	12.3	113	7.3	71	4.8	42	3.3	17	1.2	14	1.3	36	2.9	9	0.8	9	0.9
病原大腸菌	178	9.0	285	9.5	244	9.3	219	9.7	223	11.6	97	5.2	47	3.0	45	2.7	49	3.2	43	2.9	36	2.8	29	2.1	36	3.4	35	2.8	49	4.6	21	2.0
腸管出血性大腸菌	0	0.0	16	0.5	7	0.3	16	0.7	24	1.2	13	0.7	12	0.8	18	1.1	24	1.6	24	1.6	25	1.9	17	1.2	26	2.5	27	2.2	25	2.3	16	1.6
その他の病原大腸菌	0	0.0	269	8.9	237	9.0	203	9.0	199	10.3	84	4.5	35	2.2	27	1.6	25	1.6	19	1.3	11	0.9	12	0.9	10	1.0	8	0.6	24	2.3	5	0.5
ウエルシュ菌	23	1.2	39	1.3	21	0.8	32	1.4	22	1.1	37	2.0	34	2.1	28	1.7	27	1.7	35	2.3	27	2.1	34	2.5	20	1.9	24	1.9	24	2.3	26	2.5
セレウス菌	10	0.5	20	0.7	11	0.4	10	0.4	9	0.5	7	0.4	12	0.8	25	1.5	16	1.0	18	1.2	8	0.6	21	1.5	13	1.2	15	1.2	10	0.9	2	0.2
エルニア・エンテロコリカ	3	0.2	1	0.0	3	0.1	1	0.0	4	0.2	8	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.3
カンピロバクター・ジエネコリ	257	13.1	553	18.4	484	18.4	469	20.9	428	22.2	447	24.2	491	31.0	558	33.5	645	41.7	416	27.9	416	32.3	509	37.2	345	32.9	361	28.8	336	31.6	254	24.7
ナグビブリオ	3	0.2	1	0.0	3	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
コレラ菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
赤痢菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	3	0.2	2	0.1	1	0.1	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	1	0.1	7	0.7	0	0.0
チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他細菌	16	0.8	39	1.3	17	0.6	18	0.8	18	0.9	9	0.5	8	0.4	9	0.5	8	0.5	4	0.3	5	0.4	4	0.3	0	0.0	1	0.1	4	0.4	5	0.5
ノロウイルス	0	0.0	123	4.1	107	4.1	245	10.9	269	14.0	268	14.5	278	17.5	277	16.6	274	17.7	499	33.5	344	26.7	303	22.1	288	27.5	399	31.8	296	27.9	373	36.3
その他のウイルス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	1	0.1	4	0.3	0	0.0	1	0.0	5	0.3	4	0.3	1	0.1	2	0.2	4	0.3	6	27.9	16	36.3
化学物質	5	0.3	14	0.5	7	0.3	7	0.3	8	0.4	9	0.5	8	0.5	12	0.7	14	0.9	15	1.0	10	0.8	27	2.0	13	1.2	9	0.7	12	0.6	14	1.6
自然毒(総数)	88	4.5	147	4.9	118	4.5	113	5.0	89	4.6	123	6.6	112	7.1	151	9.1	106	6.9	138	9.3	113	8.8	152	11.1	92	8.8	139	11.1	69	1.1	91	1.4
植物性自然毒	56	2.9	114	3.8	83	3.2	76	3.4	40	2.5	79	4.3	66	4.2	99	5.9	58	3.8	103	6.9	74	5.7	91	6.6	53	5.1	105	8.4	47	6.5	65	8.9
動物性自然毒	32	1.6	33	1.1	35	1.3	37	1.6	40	2.1	44	2.4	46	2.9	52	3.1	48	3.1	35	2.3	39	3.0	61	4.5	39	3.7	34	2.7	44	4.4	26	6.3
その他	0	0.0	1	0.0	2	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1	1	0.1	5	0.3	8	0.5	7	0.5	8	0.6	17	1.2	17	1.6	28	2.2	68	2.1	102	2.5
不明	237	12.1	105	3.5	98	3.7	92	4.1	91	4.7	70	3.8	72	4.5	69	4.1	77	5.0	53	3.6	78	6.1	91	6.6	100	9.5	95	7.8	68	6.4	29	9.9

食安監発0826第1号  
平成21年8月26日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部

監視安全課長

消費者庁及び消費者委員会の発足に伴う食中毒患者等  
の発生等に関する情報の報告について（依頼）

平成21年9月1日より消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費者被害に関する情報の集約・一元化のため、新たに制定された消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「消安法」という。）に基づき、消費者事故等を内閣総理大臣に通知することとされています。本制度の導入に伴い、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第58条第3項及び第5項の規定に基づき厚生労働大臣に報告する食中毒事案や法に違反する食品等に関する情報等の一部が、消安法第12条第1項及び第2項の規定に基づく内閣総理大臣への通知の対象となります。

ついては、都道府県等における本制度への対応を下記のとおり整理いたしましたので、ご了知の上、ご対応方お願いします。（別紙参照）

なお、記の1及び2の（2）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1 法に違反する食品等に関する事案について

法第6条～第11条、第16条～第18条、第25条、第26条及び第62条に違反する食品等に関する事案であって、法第63条の規定に基づき、違反者の名称等を公表する事案（法58条第3項及び第5項に基づき厚生労働大臣へ報告する事案を除く。）については、消安法第12条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）から内閣総理大臣に通知することとする。

その際、当該事案については、法及び消安法において厚生労働大臣への報告義

務はないが、内閣総理大臣に通知するのにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告するようお願いする。

## 2 法における食中毒事案について

- (1) 法第58条第3項及び第5項に基づき厚生労働大臣に報告しなければならない食中毒事案については、都道府県知事等は従前通り、厚生労働大臣に対してのみ報告することとなり、消安法第12条第3項第1号ロの規定により、内閣総理大臣への通知義務は負わない。なお、当該事案のうち消安法第12条第1項又は第2項の規定に基づき内閣総理大臣への通知が必要となるものについては、厚生労働大臣から通知することとなる。
- (2) 法第58条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案であつて、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知するため、法第58条第5項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であつても当該事案の公表に際しては、引き続き「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号）別添食中毒調査マニュアルⅧに基づき、速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

(別紙)

○ 消費者庁及び消費者委員会設置後における都道府県等からの報告先

	報告事案	報告先	根拠条項等
1	法第6条～第11条、第16条～第18条、第25条、第26条及び第62条に違反する食品等に関する事案であって、法第63条の規定に基づき、違反者の名称等を公表する事案(2及び3を除く)	内閣総理大臣 (厚生労働大臣)	消安法第12条第2項 なお、当該事案は、法及び消安法において、厚生労働大臣に対し、報告する義務はないが、別途、消安法第12条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に通知するにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告されたい。
2	法第58条第3項の規定に基づき、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第58条第3項
3	法第58条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第58条第5項

(注1) 消費者庁及び消費者委員会設置後の新たな報告先を追加。(下線部)

(注2) 国内に流通する食品等のうち、検疫所におけるモニタリング検査等において、法に違反する食品等を発見した事案については、消安法第12条第2項及び第3項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、当該情報を通知することとする。

(注3) 法第58条第3項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。

(注4) 法第58条第5項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案であって、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。そのため、法第58条第5項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

【参照条文】

○ 消費者安全法（平成21年法律第50号）（抄）

第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ （略）

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ～ニ （略）

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 （略）

○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第58条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 （略）

3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

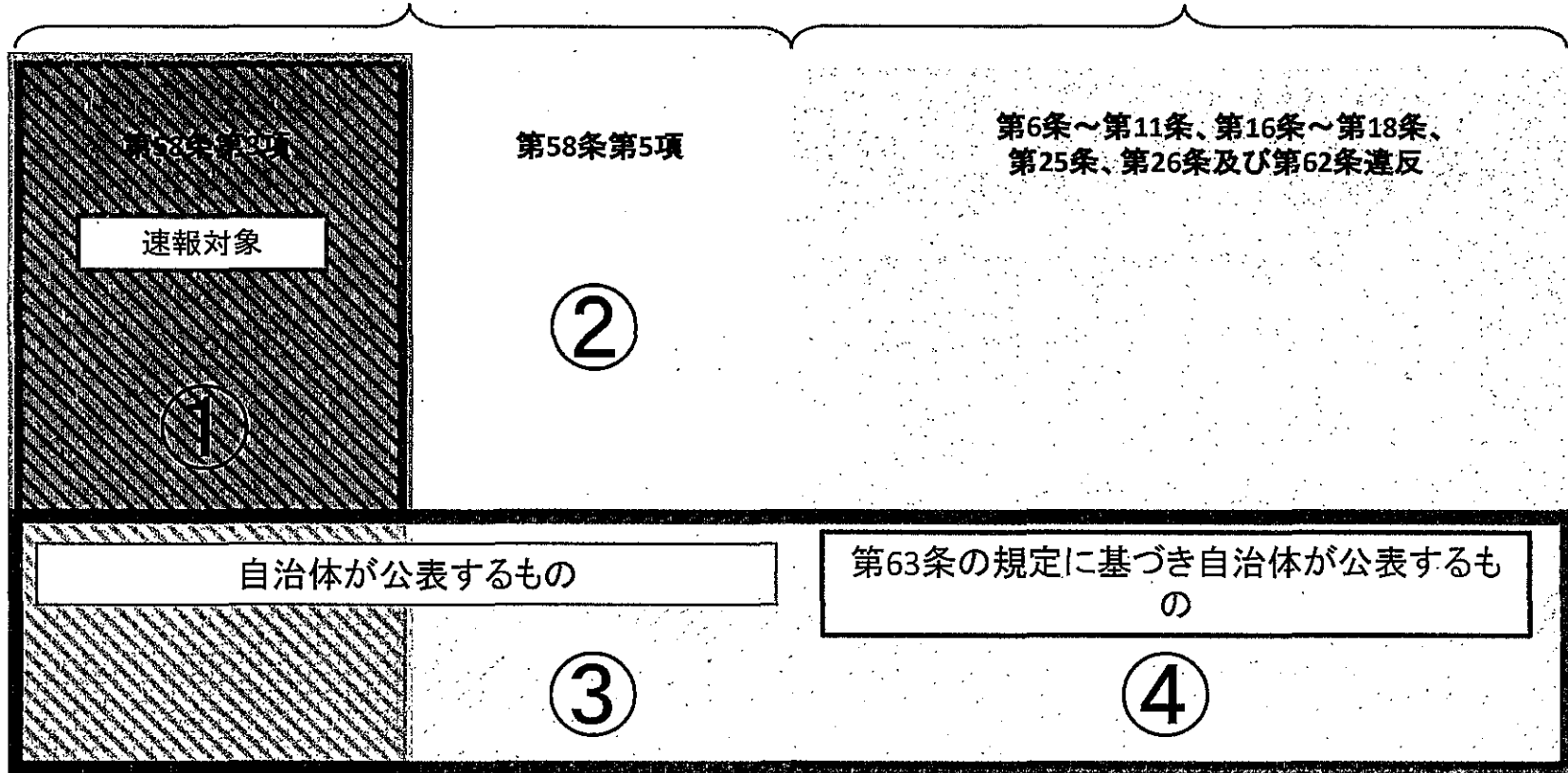
4 （略）

- 5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

# 食品衛生法における消費者事故等の消費者庁への通知

食中毒

規格基準違反



- ① 都道府県等→厚生労働省(→消費者庁)
  - ・速報対象事案
- ② 都道府県等→厚生労働省
  - ・報告対象事案

- ③ 都道府県等→厚生労働省(→消費者庁)
  - ・報告対象事案
  - ・速報対象ではないが、都道府県等において公表するもの。
- ④ 都道府県等→消費者庁
  - 法の規格基準に違反し、都道府県等において公表する事案

食安発 0413 第 2 号  
平成 22 年 4 月 13 日

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食中毒調査支援システム (NESFD) の運用開始について

食中毒事件の調査については、「食中毒処理要領」(昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号)等に基づき、食中毒事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害拡大防止に御尽力頂いているところですが、今般、これら食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局及び国立研究機関並びに都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁、保健所及び地方衛生研究所の間で即時情報共有を行うための下記の機能を一元化した食中毒調査支援システム (NESFD: National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease) を構築し、本年 4 月 26 日から運用を開始することとしました。

ついては、当該システムの運用規程及び利用規約について、別添 1 及び 2 のとおり定めるので、これらに基づく当該システムの有効的な活用及び円滑な運用をお願いします。

また、当該システムの利用申請方法、アクセス方法、操作手順等については、別途連絡します。

なお、下記 1 の食中毒関連情報共有機能は、行政事務の効率化とセキュリティ保護の観点から、総合行政ネットワーク (LGWAN) 接続を利用するため、当該ネットワークが未整備である都道府県等にあつては、その整備に特段の配慮をお願いします。

記

1. 食中毒関連情報共有機能

厚生労働省に集約される全国の食中毒発生状況に関する情報(食中毒事件速報、食中毒事件詳細報告、食中毒統計、食中毒事件録、感染症発生動向、病原菌株遺伝子解析情報等。)及びその他関連情報を共有する機能。



## 2. 緊急時対応支援機能

健康危機管理対応として、厚生労働省及び都道府県等の食中毒対策担当者等が、平時あるいは広域食中毒事件発生等の緊急時に、インターネット上において即時情報交換会議を行う機能。

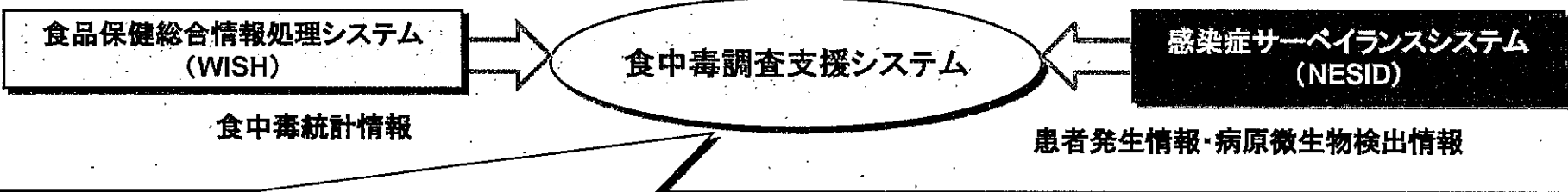
## 3. 研修機能

都道府県等の食品衛生監視員等が、食中毒に係る疫学調査手法のほか、食品衛生、感染症対策等の公衆衛生に関する研修内容をインターネット上において受講できる研修機能。

※ 別添省略

# 食中毒調査支援システム(NESFD)概要

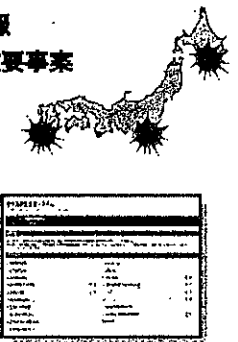
National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease



## 食中毒調査支援ポータルサイト (行政機関向け情報)

### ●食中毒関連情報提供機能 (NESFDナレッジシステム)

- ①食中毒発生速報等関連情報
  - ・食中毒速報、食中毒速報マップ、食中毒詳報
  - ・一般国民、関係府省からの食品危害情報重要事案
  - ・食中毒統計、食中毒事件録
- ②食中毒発生動向注意喚起情報
  - ・感染症発生動向(腸管出血性大腸菌等)
  - ・分子疫学情報(PulseNet, V-NusNet)
  - ・広域食中毒関連情報
- ③食中毒関連メディア情報(国内、国外)
- ④リスクコミュニケーションツールの提供



### ●緊急時対応支援機能 (Web会議システム)

- ①食中毒関連緊急情報の掲載
- ②緊急連絡網の掲載
- ③緊急時対応Web会議システム (厚生労働省と関係都道府県等との緊急時における情報の共有)



### ●研修機能 (e-learningシステム)

全国の食品衛生監視員を対象としたインターネットを介してのe-learningの開催  
食中毒調査のための実地疫学、その他食品衛生に関する電子研修教材の提供



### ●コミュニケーション機能 (Web会議、掲示板、電子メール)

インターネットを介してのWeb会議システム、電子メール、掲示板等を活用することによる双方向の情報共有



国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所  
国立保健医療科学院、地方厚生局

都道府県等、保健所、地方衛生研究所

健感発第 0426 第 2 号  
食安監発 0426 第 4 号  
平成 22 年 4 月 26 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 健康局 結核感染症課長

医薬食品局 食品安全部 監視安全課長

#### A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A 型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による届出数の増加傾向について、既に本年 4 月 14 日及び 4 月 15 日に、貴部（局）へ情報提供を行ってきたところです。A 型肝炎の発生報告数は、平成 19 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は、第 10 週以降、届出患者数が例年に比して増加しており、第 14 週までに、すでに 111 例の届出がありました。

A 型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、患者との接触や水、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便から分離されるウイルス株の分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、A型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただきますようお願い致します。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCRプライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます）は、以下の連絡先をお願いいたします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司

電話番号 042-561-0771

電子メールアドレス [kishii@nih.go.jp](mailto:kishii@nih.go.jp)

事務連絡  
平成22年11月10日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省 健康局 結核感染症課  
医薬食品局 食品安全部 監視安全課

### 細菌性赤痢患者の広域散発発生について

日頃より感染症及び食中毒に係る調査等へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定による細菌性赤痢患者の届出数が、本年第39週から第42週にかけて増加しているとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第3項の規定に基づく細菌性赤痢による食中毒患者等の報告が1事例ありました。

第39週から第42週に発生した細菌性赤痢患者から分離された菌株の分子疫学的手法を用いた解析を行ったところ、別添のとおり、複数の菌株において同様の解析結果が得られており、同一の汚染源によると疑われる広域・散発的な細菌性赤痢患者が発生しているものと考えられます。

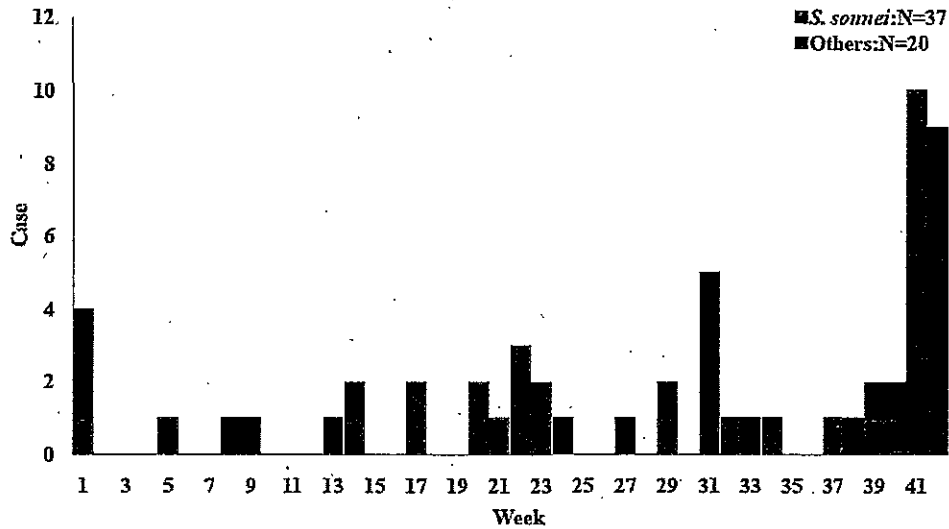
つきましては、感染症及び食中毒に係る調査等に当たっては、原因究明及び今後の発生予防の観点から、従来どおり下記の対応をお願い致します。

### 記

1. 細菌性赤痢患者の初動調査にあたっては、感染症担当部局と食品衛生部局との間で連携して対応に当たるとともに、可能な限り詳細な喫食調査及び食材の遡り調査等を実施すること。
2. 広域・散発的発生との関連性の有無を確認するため、患者から分離された菌株については、「赤痢菌等の菌株の送付について」（平成20年10月9日付け健感発第1009001号・食安監発第1009002号）に基づき、速やかに国立感染症研究所に送付すること。

(別添)

## 第1-42週までの国内感染例 菌種別発生状況：N=57



### 第39週から第42週までに届出のあった国内感染者症例 (*S. sonnei*: N=18)

診断週	都道府県	診断した者の類型	性別	年齢	発病年月日	PFGE*	MLVA*
39	茨城県	患者	女	36	9月24日		SsV10-037
40	佐賀県	患者	男	6	10月5日	A	SsV10-030
41	東京都	患者	女	46	10月6日		
41	福岡県	患者	女	14	10月7日	A	SsV10-030
41	福岡県	患者	女	22	10月9日		SsV10-030
41	福岡県	患者	男	36			SsV10-030
41	福岡県	患者	女	44			SsV10-030
41	群馬県	患者	女	39	10月3日		
41	東京都	患者	女	30	10月10日	A	SsV10-030
41	埼玉県	患者	女	14	10月10日	A'	SsV10-030
41	千葉県	患者	男	29	10月12日		
41	神奈川県	患者	女	23	10月12日		SsV10-030
42	石川県	患者	男	13	10月12日	A	SsV10-030
42	愛知県	患者	女	42	10月6日		
42	愛知県	患者	女	22	10月10日		SsV10-030
42	埼玉県	無症状病原体保有者	女	58		A	SsV10-030
42	神奈川県	患者	女	21	10月15日		SsV10-030
42	福岡県	患者	男	22			SsV10-030

※PFGE 及び MLVA の記載は、国立感染症研究所における整理番号(11月10日現在の調査状況)

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒対策について

平成22年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会が開催され、平成21年に発生した腸管出血性大腸菌O157広域散発食中毒事件（3事件）の調査結果の報告を受け、今後の発生及び拡大の防止対策に関する本部会の意見が別添のとおり取りまとめられました。

つきましては、本意見を踏まえ、下記により、従来からの取組みをより一層徹底するとともに、新たな対策の実施について遺漏がないよう特段の対応をお願いします。

なお、飲食店等における対策については、提供を受ける客側の理解が不可欠であることから、一般消費者への周知を図るよう、あわせてお願いします。

記

1 食肉処理施設等における衛生管理

- (1) と畜場の管理者又はと畜業者は、と畜場法に基づく衛生管理基準の遵守について遺漏がないようにするとともに、都道府県等は、衛生管理基準の遵守状況を検証し、HACCP方式による衛生管理の導入を推進すること。
- (2) 食肉処理施設においては、食肉処理業者は、特に、結着及び漬け込み等病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものについては微生物管理を徹底すること。なお、O157の検出試験を実施する場合には、必要な検出感度を確保すること。

2 飲食店等における対策

- (1) 飲食店業者が調理して提供する場合には、客が喫食する段階において、中心部を75℃で1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理がなされていること。

- (2) 結着及び漬け込み肉等病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものを客が自ら加熱調理を行う場合には、飲食店業者は、客に対して当該処理が行われている旨及び飲食に供するまでに必要な加熱を行うための具体的な方法を確実に提供するとともに、調理中に食肉から他の食材へ交差汚染が起こる可能性があることについて注意を喚起すること。

### 3 食中毒調査について

#### (1) 探知及び初動調査の迅速化

広域散発食中毒については、探知及び初動調査の迅速化を図るため、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び同課食中毒被害情報管理室と連携し、次の対応を図ること。

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく腸管出血性大腸菌感染症の患者発生の届出受理から、食中毒調査を開始するまでの期間を可能な限り短縮し、初動対応の迅速化を図るため、食品衛生部局及び感染症部局の共同調査を行う体制整備に努めること。
- ② 疑い調査の段階であっても、可能な限り初期の段階で、発生状況等について食中毒被害情報管理室に情報提供するよう努めること。
- ③ 食材が一括管理されている飲食チェーン店における広域散発食中毒においては、本社や物流拠点を管轄する都道府県等は、他店における同様苦情の有無や推定原因食品の物流状況に関する情報収集を積極的かつ迅速に行うよう努めること。
- ④ 腸管出血性大腸菌感染症患者等の発生を探知した際には、患者等由来菌株を迅速に収集し、パルスフィールド・ゲル電気泳動（PFGE）法による遺伝子解析を行う国立研究機関及び関係地方衛生研究所への送付に努めること。

#### (2) 調査結果に基づく対応

原因施設等を管轄する都道府県等は、飲食チェーン店の複数の店舗において、患者が確認された場合には、被害の拡大防止の観点から、次の対応を図ること。

- ① 原因食品が特定されず調査中であっても、加工方法等から汚染の可能性が高いと判断される食品、患者に提供された食品と同一ロットの食品等の流通・販売を一時的に見合わせるよう事業者に対し協力を求めること。
- ② 事業者に対して、衛生管理の検証及び改善等について指導し、食中毒の原因施設として確定した際には、発生要因等に基づき、新たな対策が必要であるか否かを検討し、必要と判断される場合にあっては、追加的に措置を命ずることが望ましい。